久留米市下水道施設包括的業務委託
実施方針（案）

令和８年 11 月

久留米市

目　次

第１　事業内容に関する事項 ····· 1
１事業の名称 ····· 1
２事業の背景・目的 ····· 1
３本事業の対象施設 ····· 1
４事業方式 ····· 1
５事業範囲 ····· 2
６事業期間 ····· 2
７事業の費用負担 ····· 2
８プロフィットシェア ····· 3
第２　事業者の募集及び選定に関する事項 ····· 4
１募集及び選定方法 ····· 4
２選定スケジュール ····· 4
３応募者の参加資格要件 ····· 5
（１）応募者の構成 ····· 5
（２）応募者の参加資格要件（共通） ····· 6
（３）応募者の参加資格要件（業務別） ····· 7
（４）参加表明書の受付 ····· 8
（５）参加資格の確認 ····· 8
（６）応募者の変更 ····· 8
４審査及び選定手続き ····· 9
（１）審査委員会による審査 ····· 9
（２）審査方法 ····· 9
（３）審査結果の公表 ····· 9
（４）優先交渉権者の選定の取消し ····· 9
５優先交渉権者選定後の手続き ····· 9
（１）基本協定の締結 ····· 9
（２）事業契約の締結 ····· 9
６提出書類の取扱い ····· 10
（１）著作権 ····· 10
（２）特許権等 ····· 10
第３　事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 ····· 11
１リスク分担の基本的な考え方 ····· 11
２要求する性能 ····· 11
３事業の実施状況のモニタリング ····· 11
（１）モニタリングの目的 ····· 11
（２）モニタリングの方法 ····· 11
（３）性能未達の場合における措置 ····· 11
４保険 ····· 11
５業務の引継ぎ ····· 11
（１）移行期間における業務の引継ぎ ····· 11
（２）本事業の終了に伴う業務の引継ぎ ····· 12
第４　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 ····· 13
１処理場施設 ····· 13
（１）立地条件等 ····· 13
（２）施設構成の概要 ····· 14
２汚水中継ポンプ場 ····· 17
（１）立地条件等 ····· 17

（２）施設構成の概要 ……18
３マンホールポンプ場 ……19
（１）立地条件等 ……19
（２）施設構成の概要 ……21
４管路施設 ……24
（１）立地条件等 ……24
第５　事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 …… 25
１疑義が生じた場合の措置 ……25
２管轄裁判所の指定 ……25
第６　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 …… 26
１事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 ……26
２市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合 ……26
３いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合 ……26
第７　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 …… 27
１法制上及び税制上の措置に関する事項 ……27
２財政上及び金融上の支援に関する事項 ……27
３その他の措置及び支援に関する事項 ……27
第８　その他事業の実施に関し必要な事項 …… 28
１実施に関して使用する言語及び通貨 ……28
２実施方針（案）・要求水準書（案）に関する意見又は質問の受付 ……28
（１）受付期間 ……28
（２）提出方法 ……28
（３）意見書・質問書に対するヒアリング ……28
（４）意見書・質問書に対する回答方法 ……28
３連絡先及び情報提供 ……28
（１）連絡先 ……28
（２）情報提供 ……29
別紙１　リスク分担表（案） ……30
様式１　実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問書 ……32
様式２　実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する意見書 ……33

第１　事業内容に関する事項

１事業の名称

久留米市下水道施設包括的業務委託

２事業の背景・目的

久留米市（以下「市」という。）の下水道事業は、昭和 47 年の供用開始から半世紀が過ぎ、市民生活を支える重要なライフライン事業として、これまでと同様に今後も安定的にサービスを提供していくことが求められている。特に、初期に整備した施設では 50 年が経過しており、今後、法定耐用年数（土木構造物は 60 年、建築構造物は 50 年）を超える施設の割合が多くなることから、適切な維持管理を実施し長寿命化に取り組む必要がある。

本事業は、市の公共下水道事業に係る施設の運転維持管理に加えて、施設の改築・修繕に係る点検調査の実施、ストックマネジメント計画の策定を含めた一連の業務を「管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5)」により一体的に実施することによる経費縮減を図るものである。

一体的な実施により事業者の創意工夫を促すとともに、経済原理に基づく経営手法を活かし、より効果的な事業運営等が実現できるよう、官民一体となって事業に取り組む体制を構築し、将来にわたり持続可能な事業運営を図ることを目的として実施する。

３本事業の対象施設

本事業の対象となる施設の概要は以下のとおりである。

①処理場施設（南部処理区）

・南部浄化センター

②汚水中継ポンプ場（南部処理区）

・大善寺中継ポンプ場

・合川中継ポンプ場

・上津中継ポンプ場

・北野中継ポンプ場

・三潴中継ポンプ場

③マンホールポンプ場：109（115）※箇所（南部処理区）

※（　）内の数量はＲ９以降増設予定を含む

④管路施設：1,480,414m（Ｒ７年度末時点での R11 年度想定市内全延長）

（南部処理区・津福処理区・田主丸処理区）

管路の終点は、中央浄化センター・田主丸浄化センターの着水井、南部浄化センターの流入ゲート前最終人孔とする。

※管路施設の対象は、管きょ、マンホール、マンホール蓋

４事業方式

本事業は、「５事業範囲」に挙げる下水道事業の運転維持管理等の業務を、国が推進する水の官民連携（ウォーターPPP)「管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）（更新支援型)」により実施するものである。

５事業範囲

本事業の各対象施設における業務範囲の概要は以下のとおりである。なお、これらは現時点における想定であり、具体的な業務の範囲や各業務の詳細は公募時に公表する募集要項等において示す。

対象施設ごとの対象業務

<table>
<tr><th>区分</th><th>施設</th><th colspan="2">業務</th></tr>
<tr><td rowspan="5">下水
処理場</td><td rowspan="5">南部浄化センター</td><td colspan="2">運転管理業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">保守管理業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">修繕業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">廃棄物管理業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">文書管理業務</td></tr>
<tr><td rowspan="5">中継
ポンプ場</td><td rowspan="5">大善寺中継ポンプ場
合川中継ポンプ場
上津中継ポンプ場
北野中継ポンプ場
三潴中継ポンプ場</td><td colspan="2">運転管理業務（巡回方式）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保守管理業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">修繕業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">廃棄物管理業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">文書管理業務</td></tr>
<tr><td rowspan="5">マンホール
ポンプ場</td><td rowspan="5">マンホールポンプ場
67(70)※箇所

マンホールポンプ場
42(45)※箇所</td><td colspan="2">運転管理業務（巡回方式）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保守管理業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">修繕業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">廃棄物管理業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">文書管理業務</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">上記施設及び管路施設</td><td rowspan="2">ストックマネジメント
計画策定業務</td><td>点検調査業務</td></tr>
<tr><td>ストックマネジメント
計画策定業務</td></tr>
</table>

対象業務の詳細は要求水準書（案）を参照

※：（ ）内はＲ９以降増設予定を含む数量

６事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 21 年３月 31 日までの予定とする。

ただし、契約締結日の翌日から令和 11 年３月 31 日までの期間は、移行期間（業務準備期間）とする。

７事業の費用負担

本事業における事業者の収入は、以下のとおりである。なお、市から事業者への費用の支払方法等の詳細は公募時に公表する募集要項等において示す。

市は、５事業範囲の実施に係る費用を事業者に支払う。なお、業務引継に要する費用は、市又は市の指定する者及び事業者が、それぞれ負担するものとする。

８プロフィットシェア

本事業は、事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。

事業期間中において、事業者からの新技術導入等の提案により、事業契約時に見積もった修繕費及び維持管理費に関する費用が縮減した場合、費用縮減分を市と事業者でシェアする。コスト縮減分のシェアの割合や手法等は、募集要項等の公表時に事業契約書（案）において示す。

なお、リスク分担表（案）に記載されている内容に起因する事業費の増減が発生した場合については、プロフィットシェアの対象外とする。

第２　事業者の募集及び選定に関する事項

１募集及び選定方法

市は、本事業への参加を希望する応募者を募集要項等の公表を通じて広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら優先交渉権者を選定するものとする。優先交渉権者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用する予定である。

２選定スケジュール

本事業における事業者の募集及び選定スケジュールは以下のとおりである。

表 １　スケジュール表（予定）

令和８年 11 月 17 日（火）	実施方針（案）、要求水準書（案）の公表
令和８年 11 月 17 日（火） ～令和８年 12 月 18 日（金）	実施方針（案）、要求水準書（案）に関する質問・意見の受付
令和９年１月 15 日（金）	実施方針（案）、要求水準書（案）に関する質問・意見への回答公表
令和９年４月１日（木）	募集要項等の公表（募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集、モニタリング基本計画書（案）、基本協定書（案）、事業契約書（案）の公表）
令和９年４月下旬	募集要項等に関する質問の受付
令和９年５月下旬	募集要項等に関する質問の回答
令和９年６月中旬	参加表明書等の受付
令和９年７月中旬	資格審査結果の通知
令和９年８月下旬	資格審査通過者との対面方式での質疑応答
令和９年 10 月下旬	提案書類の受付
令和 10 年１月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和 10 年１月	基本協定の締結
令和 10 年３月	事業契約の締結

３応募者の参加資格要件

（１）応募者の構成

ア　応募者の構成は、以下の定義により分類される。

応　募　者　：本事業に応募しようとする単独企業又は応募グループをいう。
単 独 企 業 ：本事業において単独で応募する企業等をいう。
応募グループ：本事業において業務を担う複数の企業等で構成して応募するグループをいう。
共同企業体：応募グループとして応募した複数の企業等が共同で受託する事業組織体をいう。
構　成　員　：応募グループを構成する企業等をいう。
代 表 企 業 ：当該応募グループを代表する企業等をいう。構成企業の中から代表企業を定め、代表企業が本事業の応募から事業契約の締結に至る手続きを代表して行う。
構 成 企 業 ：構成員のうち、特別目的会社（以下「SPC」という。）又は共同企業体に出資し、業務を担う企業等をいう。
協 力 企 業 ：構成員のうち、SPC には出資しないが、業務を担う企業等をいう。
再委託企業：単独企業又は応募グループの構成員が、業務の一部を第三者に委託する場合、その業務を実施する企業等をいう。
優先交渉権者：市による選定の結果、本事業を受託する相手方として選定した単独企業又は応募グループをいう。
事　業　者　：市と本事業の事業契約を締結する者をいう。

イ　応募の形態は、単独企業による応募又は応募グループによる応募のいずれも可とする。なお、共同企業体の形式として甲型を選択した場合は、代表企業の出資比率が構成員中最大であること。SPC を設立する場合は、代表企業の出資比率が構成企業中最大であること。

ウ　応募グループで応募する場合は、代表企業１社を定めることとする。

エ　代表企業は、本事業の応募から事業契約の締結に至る手続きを代表して行う。代表企業以外の構成員が、代表企業の代わりに手続きを行うことはできない。

オ　一つの企業が重複して異なる応募グループ、又は、単独企業と他の応募グループの構成員として応募することはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該企業単独の応募及び当該企業が構成員となっている応募グループの応募は無効とする。

カ　異なる応募グループの構成員間、また単独企業と他の応募グループの構成員の間に以下の基準のいずれかに該当する資本面若しくは人事面において関係がないこと。

（ア）親会社（会社法第２条第４号の規定による会社。以下同じ。）と子会社（会社法第２条第３号の規定による会社。以下同じ。）の関係にある場合。

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）。
（ウ）一方の会社の役員（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）又は取締役（社外取締役・非常勤取締役を含む。）をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
（エ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第１項又は民事再生法第 64 条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

（２）応募者の参加資格要件（共通）

単独企業又は応募グループの構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。

ア　地方自治法施行令第 167 条の４に該当しない者であること。

イ　久留米市指名停止等措置要綱（平成６年久留米市庁達第６号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ　久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市契約事務規則（昭和 50 年４月１日久留米市規則第９号）第 16 条第３項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

エ　法人税、消費税、法人事業税又は法人住民税を完納していること。

オ　電子交換所による取引停止処分や主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が著しく不健全でないこと。

カ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

ク　他の応募者との間に資本面若しくは人事面で関係のある者でないこと。

ケ　本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面で関係のある者でないこと。なお、本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。
・パシフィックコンサルタンツ株式会社

・アンダーソン・毛利・友常法律事務所

コ　久留米市下水道施設包括的業務委託審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面で関係のある者でないこと。

（３）応募者の参加資格要件（業務別）

単独企業又は応募グループの構成員のうち、各業務を担当する企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。ただし、ア及びウに掲げる業務を再委託する場合の要件は、ア（オ）及びウ（カ）の定めるところによる。

ア　管路施設の調査業務を担当する企業

（ア）名簿に申請業務として「TV カメラ調査」が「希望」で登録されている者であること。

（イ）過去 10 年以内（平成 29 年４月１日～令和９年３月 31 日）に、下水道管の TV カメラ調査を元請として履行した実績を有すること。又は、直接的かつ恒常的な３か月以上の雇用関係にある下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士、下水道管路管理専門技士（調査、修繕・改築）のいずれかの資格を有する者を技術者として配置できること。

（ウ）管路施設の調査業務を単独で実施する場合は、上記（ア）、（イ）の全ての要件を満たすこと。

（エ）管路施設の調査業務を複数の者で実施する場合は、上記（ア）については全ての者が満たすこととし、上記（イ）の要件については複数の者で満たせば良いものとする。

（オ）管路施設の調査業務を再委託する場合には、再委託企業が上記（ア）、（イ）の全ての要件を再委託する時点で満たすことで問題ない。

イ　処理場施設の業務を担当する企業

（ア）下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）に基づき下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

（イ）一般社団法人日本上下水道施設管理業協会の正会員であること。

（ウ）過去 10 年以内（平成 29 年４月１日～令和９年３月 31 日）に、官公庁等発注の下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）上の「終末処理場」のうち、処理施設能力が 40,000㎥/日以上の常駐で 24 時間連続して運転操作監視業務を行っている処理場施設に係る維持管理業務を、元請として２年以上継続して実施した実績を有すること。

（エ）処理場施設の業務を単独で実施する場合は、上記（ア）～（ウ）の全ての要件を満たすこと。

（オ）処理場施設の業務を複数の者で実施する場合は、上記（ア）については全ての者が満たすこととし、上記（イ）、（ウ）の要件については複数の者で満たせば良いものとする。

ウ　ストックマネジメント計画策定業務を担当する企業

（ア）名簿に申請業種として、「下水道設計」が「登録」で登載されている者であること。

（イ）過去 10 年以内（平成 29 年４月１日～令和９年３月 31 日）に、下水道のストックマネジメント計画策定に係る設計業務（実施方針策定業務）（処理場・ポンプ場施設及び管路施設）を元請として履行した実績を有すること。

（ウ）以下のいずれかの資格を有する直接的かつ恒常的な３か月以上の雇用関係にある者を管理技術者として配置できること。

・技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）における技術部門の中で、上下水道部門（選択科目「下水道」に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目「上下水道－下水道」に限る。）に合格し、同法による技術士の登録を受けている者。

・上記技術士と同等の能力と経験（下水道法施行令第 15 条による）を有する技術者。

・シビルコンサルティングマネージャー（下水道）の登録を受けている者。

（エ）ストックマネジメント計画策定業務を単独で実施する場合は、上記（ア）～（ウ）の全ての要件を満たすこと。

（オ）ストックマネジメント計画策定業務を複数の者で実施する場合は、上記（ア）については全ての者が満たすこととし、上記（イ）、（ウ）の要件については複数の者で満たせば良いものとする。

（カ）ストックマネジメント計画策定業務を再委託する場合には、再委託企業が上記（ア）～（ウ）の全ての要件を再委託する時点で満たすことで問題ない。

エ　その他業務を担当する企業

（ア）（２）応募者の参加資格要件（共通）のア～コを満たすこと。

（４）参加表明書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書を期限までに提出すること。

（５）参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、優先交渉権者の選定までの期間に、応募者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合には失格とする。

優先交渉権者の選定以降、事業契約締結までの期間に、優先交渉権者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、契約を締結しない場合がある。このとき、優先交渉権者が失格となった場合は、次点交渉権者と交渉する。

（６）応募者の変更

参加表明の提出以降に、応募者の構成員の変更及び追加は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。

４審査及び選定手続き

（１）審査委員会による審査

市は、優先交渉権者の選定にあたり、専門的知見から意見を聴取するため、学識経験者及び市職員で構成する「久留米市下水道施設包括的業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。審査委員会では、あらかじめ設定した優先交渉権者選定基準に基づき、提案書類の審査を行う。

（２）審査方法

第一次審査及び第二次審査の２段階で審査を行い、資格審査及び審査委員会における提案内容の審査を行う。

第一次審査では、応募者から募集要項等に基づき作成された参加表明書を受け付ける。市は、参加資格要件を充足することを確認し、その結果を応募者に通知する。なお、期限までに参加表明書の提出がない者、又は参加資格を有していないと判断された者については、本プロポーザルへの参加を認めないものとする。

第二次審査では、参加資格を有すると判断された者から、募集要項等に基づき作成された提案書類を受け付ける。審査委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認により審査を行う。

市は、審査委員会の審査及び評価を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、優先交渉権者選定基準は募集要項等において示す。

（３）審査結果の公表

市は、優先交渉権者の選定後、審査結果及び評価内容を市のホームページで公表する。

（４）優先交渉権者の選定の取消し

市は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定せずに、公募を取消すことがある。この場合、市はその旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

５優先交渉権者選定後の手続き

（１）基本協定の締結

市は、優先交渉権者と協議を行い、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

（２）事業契約の締結

基本協定の締結後、市は、事業契約書（案）の内容に従い、優先交渉権者との間で事業契約を締結する。なお、SPC を設立する場合、優先交渉権者は、市と基本協定の締結後、会社法に定める株式会社として本事業を経営するにあたり妥当な資本金を持った SPC を久留米市内に設立したうえで、市と事業契約を締結する。

６提出書類の取扱い

（１）著作権

本事業に関する提案書類の著作権は応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、事業者の提案書類は、特に市が必要と認める時には、事前に市と事業者で協議の上、市は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、提出されたすべての書類は返却しない。

（２）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

第３　事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、内閣府「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（令和８年６月 16 日閣議決定）」に示されている「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、責任の所在を明確化し、より質の高いサービスの提供を目指すものである。

想定される市と事業者のリスク分担については、別紙１「リスク分担表（案）」によることとする。なお、責任分担の程度や具体的な内容等の詳細については、公募時に公表する募集要項等において示す。

２要求する性能

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準は、要求水準書（案）に示す。

３事業の実施状況のモニタリング

（１）モニタリングの目的

市は、事業者が事業契約等で規定された業務を確実に遂行し、要求水準を達成しているか確認するとともに、事業者の財務状況の把握を目的にモニタリングを行う。

（２）モニタリングの方法

詳細なモニタリングの方法及び内容等については、公募時に公表する募集要項等において示す。

（３）性能未達の場合における措置

モニタリングの結果、事業契約書及び要求水準書に規定された要求水準を満たさないと判断した場合は、市は事業者に対し業務内容の速やかな改善を求めるとともに、業務の未達成の度合いに応じて減額等を行う。

なお、減額措置等の詳細については、公募時に公表する募集要項等において示す。

４保険

事業者が付保すべき保険については、公募時に公表する募集要項等において示す。

５業務の引継ぎ

（１）移行期間における業務の引継ぎ

事業者は、市との間で事業契約を締結した後、移行期間内に市又は市の指定する者より業務の引継ぎを受け、本事業が円滑に継続されるように適切な業務の引継ぎを行うこととする。業務の引継ぎに係る費用は、市又は市の指定する者及び事業者が、それぞれ負担するものとする。

なお、詳細は公募時に公表する募集要項等において示す。

（２）本事業の終了に伴う業務の引継ぎ

事業者は、本事業の事業期間終了時に、市の定める要求水準を満足する状態で市に引継ぐものとする。また、事業期間内において、事業者は自らの責任及び費用負担により、業務引継書の作成等、本事業が円滑に市又は市の指定する者へ引継がれるように適切な引継ぎを行うこと。

第４　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

１処理場施設

（１）立地条件等

表　２　立地条件（処理場施設）

項目	内容
施設名称	南部浄化センター
所在地	久留米市安武町住吉 1900
敷地面積	121,000m^2
都市計画区域	都市計画区域内
用途地域等	市街化調整区域
屋外広告物条例	第１種許可地域
景観計画地区	西部田園地域
騒音	第２種区域
振動	第１種区域
悪臭	規制あり（A 規制）

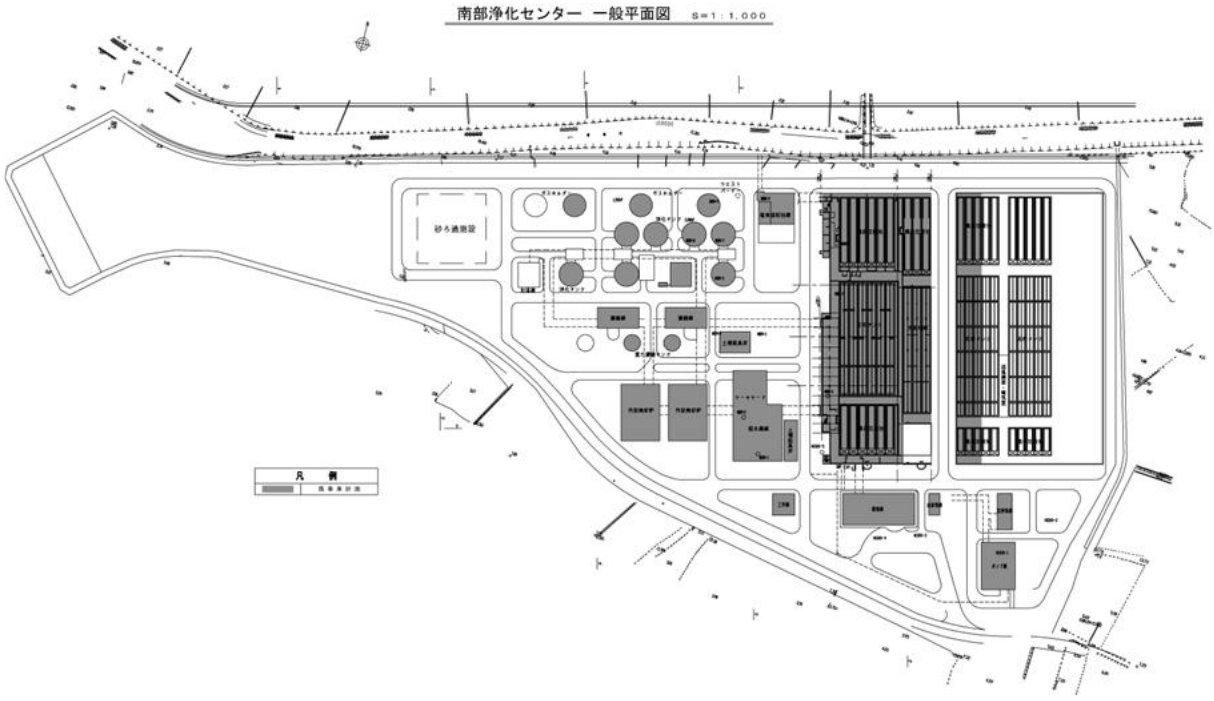


図　１　施設配置図（処理場施設）

（２）施設構成の概要

表 3　施設構成の概要（処理場施設）

項目	南部浄化センター
排除方式	分流式
計画処理面積	3,766.5ha（全体計画）
	3,450.19ha（令和８年３月 31 日現在）
計画処理人口	133,100 人（全体計画）
	145,308 人（令和８年３月 31 日現在）
計画汚水量	54,900㎥/日
処理能力	46,500㎥/日（令和８年３月 31 日現在）
水処理方式	嫌気無酸素好気法（段階的高度処理）６池+嫌気無酸素好気法３池（令和８年３月 31 日現在）
汚泥処理方式	分離濃縮（重力濃縮，ベルト濃縮）＋消化＋脱水
放流先	準用河川　安武川
供用開始日	平成６年４月
その他	太陽光・小水力ハイブリッド発電 消化ガス発電

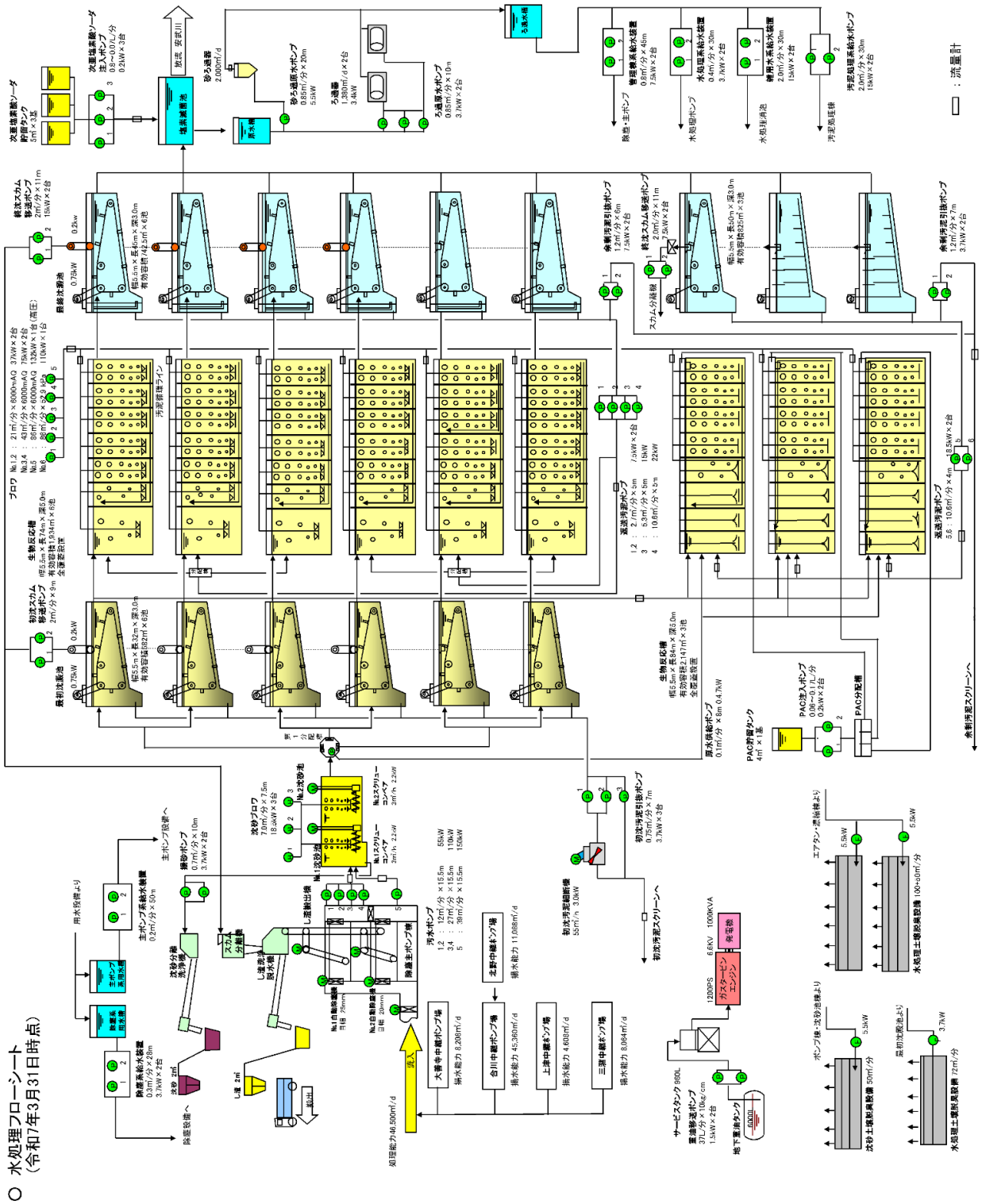


図　2　水処理フローシート

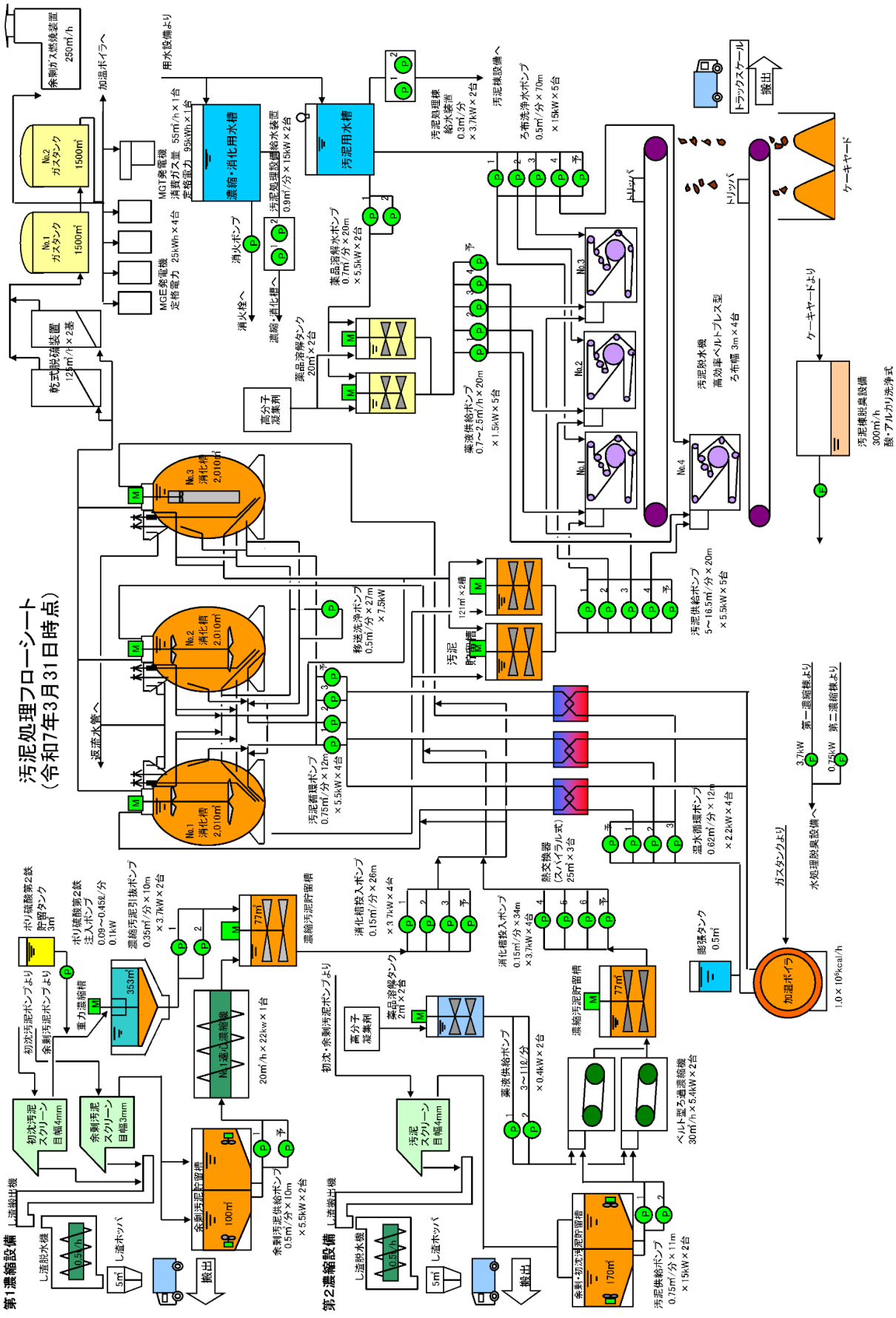


図　3　汚泥処理フローシート

２汚水中継ポンプ場

（１）立地条件等

表 4　立地条件（汚水中継ポンプ場）

項目	大善寺中継ポンプ場	合川中継ポンプ場
所在地	久留米市大善寺町藤吉959	久留米市新合川一丁目３
敷地面積	1,000 ㎡	3,200 ㎡
都市計画区域	都市計画区域内	都市計画区域内
用途地域等	市街化調整区域	準工業地域
防火地域	指定なし	指定なし
容積率	－	200％
建ぺい率	－	60％
屋外広告物条例	第１種許可地域	第２種許可地域
景観計画地区	西部田園地域	周辺市街地地域
騒音	第２種区域	第３種区域
振動	第１種区域	第２種区域
悪臭	規制あり（A 規制）	規制あり（A 規制）

項目	上津中継ポンプ場	北野中継ポンプ場	三潴中継ポンプ場
所在地	久留米市藤山町野添1897-1	久留米市北野町高良 1622	久留米市三潴町壱町原202-1
敷地面積	1,410 ㎡	1,680 ㎡	1,600 ㎡
都市計画区域	都市計画区域内	都市計画区域内	都市計画区域内
用途地域等	市街化調整区域	非線引き（田園居住地区）	非線引き（田園居住地区）
防火地域	指定なし	指定なし	指定なし
容積率	－	200％	200％
建ぺい率	－	70％	70％
屋外広告物条例	第１種許可地域	第１種許可地域	第１種許可地域
景観計画地区	西部田園地域	東部田園地域	西部田園地域
騒音	第２種区域	第２種区域	第２種区域
振動	第１種区域	第１種区域	第１種区域
悪臭	規制あり（A 規制）	規制あり（A 規制）	規制あり（A 規制）

（２）施設構成の概要

表 ５　施設構成の概要（汚水中継ポンプ場）

項目	大善寺中継ポンプ場	合川中継ポンプ場
供用開始年月	平成９年４月	平成 14 年４月
計画汚水量（全体計画）	時間最大 1.84m^3/min	時間最大 18.84m^3/min
受電電圧	200V	6600V
発電機仕様	エンジン出力 80PS	エンジン出力 494kW（定格）
	発電機出力 62.5kVA	発電機出力 400kVA
	燃料消費量 18.0L/h	燃料消費量 127.3L/h
汚水ポンプ仕様	CNF1502G-P	PSRVV-200 PSRVV-300
	口径 150mm 出力 11kW	口径 200mm 出力 45kW 口径 300mm 出力 75kW
	吐出量 1.9m^3/min/台	吐出量 4.5m^3/min(No.１) 吐出量 9.0m^3/min(No.２，３，４)
	最大吐出量 3.8m^3/min	最大吐出量 22.5m^3/min
	揚程 17m 台数３(内１台予備)	揚程 28m 台数 45kW×１台 75kW×３(内１台予備)
流入幹線（管断面）	大善寺２号汚水幹線 (管断面 500mm)	合川善導寺汚水幹線 (管断面 1,500mm)
備考	平成 25 年３月ポンプ１台増設 平成 30 年３月耐震化完了 令和７年３月汚水ポンプ２台更新	平成 25 年３月非常用発電機設置 令和６年３月ポンプ１台増設

項目	上津中継ポンプ場	北野中継ポンプ場	三潴中継ポンプ場
供用開始年月	平成 22 年４月	平成 22 年４月	平成 27 年４月
計画汚水量（全体計画）	時間最大 1.20m^3/min	時間最大 6.87m^3/min	時間最大 4.34m^3/min
受電電圧	6600V	6600V	6600V
発電機仕様	エンジン出力 132.4kW（定格）	エンジン出力 120kW（定格）	エンジン出力 188kW（定格）
	発電機出力 125kVA	発電機出力 150kVA	発電機出力 200kVA
	燃料消費量 29.5L/h	燃料消費量 35.4L/h	燃料消費量 49.8L/h
汚水ポンプ仕様	CWF150G-P	CWF150G-P	CNWXF1502-PY
	口径 150mm 出力 30kW	口径 150mm 出力 30kW	口径 200mm 出力 45kW
	吐出量 1.6m^3/min/台	吐出量 2.3m^3/min(No.１，２) 吐出量 2.7m^3/min(No.３，４)	吐出量 3.9m^3/min/台
	最大吐出量 1.6m^3/min	最大吐出量 7.3m^3/min	最大吐出量 3.9m^3/min
	揚程 40m 台数２(内１台予備)	揚程 33m 台数４(内１台予備)	揚程 32m 台数２(内１台予備)
流入幹線（管断面）	野添１号汚水幹線 (管断面 600mm)	北野１号汚水幹線 (管断面 700mm)	城島１号汚水幹線 (管断面 800mm)
備考		令和４年３月ポンプ２台増設	

３マンホールポンプ場

（１）立地条件等

表 6　立地条件（マンホールポンプ場）

No	名称	住所
1	場内整備（その５）	安武町住吉 1900　南部浄化センター内
2	安武団地	安武町安武本 1187 - 3
3	安武瀬戸	安武町安武本 790
4	住吉	安武町住吉 1793
5	安武古町	安武町住吉古町 520
6	安武小島	安武町小島 1704
7	安武大島	安武町武島 5583(2291-２)
8	安武南筰	安武町武島 3922
9	安武北古賀	安武町武島 896
10	安武古賀坂	安武町武島 95
11	安武山浦	安武町武島(2700-１)
12	下荒木新山	荒木町下荒木 1650 付近
13	荒木十字路北	荒木町下荒木 229-２付近
14	下荒木	荒木町下荒木 2604-１付近
15	荒木追敵	荒木町荒木 5024(1082-２)
16	荒木古賀	荒木町荒木 1818-４
17	相川橋	荒木町 1993-２
18	荒木永代橋	荒木町荒木 3724 付近
19	荒木永代橋北	荒木町荒木 6039 付近
20	八反田橋	荒木町荒木 61 付近（八反田橋南）
21	荒木八牟田	荒木町荒木 738-３
22	荒木今村北	荒木町今 231-３付近
23	藤田和田橋	荒木町藤田 1281-６付近
24	白口踏切北	荒木町白口 1698（ピーエス三菱）
25	荒木北山西	荒木町白口 1761-３付近
26	荒木北山東	荒木町白口 1774-１付近
27	荒木陣ノ前橋	荒木町白口 454-２付近
28	荒木今町橋	荒木町白口 733-３付近
29	企業団北	荒木町白口 86-３付近
30	荒木白口	荒木町白口 994
31	三瀦新領橋	三瀦町高三瀦 1560-４付近
32	上津中尾山北	上津町 1814-４付近
33	上津中尾山南	上津町 1816-10 付近
34	上津小東	上津町 1835-７
35	上津松本橋	上津町 207-２付近
36	桜尾橋	上津町 2188 の西（公道上）
37	野添公園東	上津町 2203-403 付近
38	久工大西	上津町 2228-454
39	上津北宇土	上津町 2228-385 付近
40	上津湯納楚	上津町 2228-11 付近
41	上津川原橋	上津町 64-１
42	城島大橋	城島町内野 330-５付近　（城島大橋西）
43	城島支所北	城島町楢津 750-１付近
44	安武駅南	大善寺町宮本 41-４付近
45	大善寺大橋	大善寺町宮本 1002 - ４
46	西小路	大善寺町宮本 1337　玉垂公園西
47	玉垂	大善寺町宮本 1458
48	大善寺宮本	大善寺町宮本 557-２
49	大善寺黒田南	大善寺黒田 1068-２
50	黒田宮の前橋	大善寺黒田 274
51	天建寺	大善寺町中島 1038-１

No	名称	住所
52	大善寺藤吉	大善寺藤吉 2159
53	大善寺小前	大善寺町夜明 919
54	大善寺東	大善寺町夜明 420
55	大善寺西	大善寺町夜明 581
56	甲ノ面	大善寺町 2285　アンダー西側角
57	藤光大寺尾橋	藤光町 1326-5 付近
58	藤光小原橋	藤光町 791-2 付近
59	藤光杦ヶ浦北	藤光町 925-610
60	荒木藤光	荒木町 925-145　藤田日吉線沿い
61	藤光杦ヶ浦南	藤光町 921-6
62	藤山井樋口橋	藤山町 1003 付近
63	藤山東	藤山町 1600-16 付近
64	藤山西	藤山町 1627-6 付近
65	藤山配水場	藤山町 720-1 付近
66	藤山郡界	藤山町その 1
67	藤山猪口	藤山町その 2
(68)	(仮称)三潴駅南	
(69)	(仮称)JA 三潴南	
(70)	(仮称)三潴駅北	

■：R９以降設置

No	名称	住所
1	城島町民の森西	城島町楢津 881-4 付近
2	三潴更生橋	三潴町高三潴 1303-1 付近
3	城島中北	城島町楢津 1398-1 付近
4	城島高津	城島町楢津 1319-1 付近
5	三潴早津崎	三潴町早津崎 1020 付近
6	城島支所南	城島町城島 178-4 付近
7	三潴田川	三潴町田川 72-1
8	北野天満宮前	北野町十郎丸
9	北野秋桜団地	北野町千代島 829-3
10	北野江口	北野町今山 225-8 付近
11	北野上弓削	北野町上弓削 893-1 付近
12	北野町千代島	北野町千代島 1067-1
13	北野中村	北野町中 18-1 付近
14	北野中北	北野町塚島 509-1 付近
15	北野中南	北野町塚島 243-2 付近
16	北野塚島	北野町塚島 197-1 付近
17	北野仁王丸	北野町仁王丸 15-1 付近(長池２号橋の北)
18	北野大城小西	北野町仁王丸 76 付近
19	北野造出	北野町中 1156-1 付近
20	北野大城駅南	北野町金島 1845-1 付近
21	北野大城小東	北野町金島 248-4 付近
22	立湯	津福本 1420‐11　サニー津福裏(立湯公園前)
23	細永	西町 319　ゆたか設備前
24	国分南	国分町 1023
25	国分立野	国分町 1099
26	上津千束	上津町千束 1222
27	上津池田	上津町 1305‐1　明星中近く
28	国分杉下	国分町 1088‐2(補助)
29	国分唐室	国分町 1092（単独）
30	高良内深田	高良内町 4140
31	高良内前川	高良内町 180
32	高良内脇畑	高良内町 157

No	名称	住所
33	野中高良川	野中町 442 - 1
34	横馬場南	高良内町 321
35	横馬場北	高良内町 333- 8
36	篠山城西	篠山町 437- 1 - 1
37	高良内竹ノ子	高良内町 1254- 6
38	高良内鷹月池	高良内町 3806 - 24
39	上津五玉	高良内町 4535- 2
40	宮ノ陣荒瀬川	宮ノ陣２丁目 18
41	宮ノ陣思案橋	宮ノ陣２丁目 814- 5　思案橋北
42	北野金島交差点前	北野町八重亀 202- 1
(43)	(仮称)島添橋	
(44)	(仮称)金操橋	北野町中川
(45)	(仮称)古賀ノ上橋	北野町中川

■：Ｒ９以降設置

（２）施設構成の概要

表 7　施設構成の概要（マンホールポンプ場）

No	名称	ポンプ設備概要						稼働年月日
		径φ	㎥/分	揚程 m	予旋回槽	出力 kw	台数	
1	場内整備（その５）	80	0.162	9.5		1.50	2	H6.4.1
2	安武団地	80	0.450	7.0		1.50	2	H9.4.1
3	安武瀬戸	80	0.640	6.0		2.20	2	H10.4.1
4	住吉	80	0.450	6.0		1.50	2	H6.4.1
5	安武古町	80	0.800	8.5		3.70	2	H9.4.1
6	安武小島	80	0.820	7.8	付	3.70	2	H13.4.1
7	安武大島	80	0.450	8.2	付	2.20	2	H14.4.1
8	安武南笹	80	1.060	16.9	付	7.50	2	H11.4.1
9	安武北古賀	80	0.870	8.8		3.70	2	H11.4.1
10	安武古賀坂	80	0.450	8.6	付	2.20	2	H12.4.1
11	安武山浦	80	0.450	8.2	付	2.20	2	H15.4.1
12	下荒木新山	65	0.191	9.4	付	1.50	2	R2.4.1
13	荒木十字路北	65	0.159	11.3	付	1.50	2	H29.4.1
14	下荒木	65	0.159	6.0	付	0.75	2	H30.4.1
15	荒木追敵	80	0.710	6.5	付	3.70	2	H14.4.1
16	荒木古賀	80	0.450	5.0	付	1.50	2	H15.4.1
17	相川橋	65	0.210	12.7	付	2.20	2	H23.4.1
18	荒木永代橋	65	0.159	4.5	付	0.75	2	R3.4.1
19	荒木永代橋北	65	0.159	8.2	付	0.75	2	R3.4.1
20	八反田橋	80	1.140	6.4	付	2.20	2	H24.9.1
21	荒木八牟田	80	0.450	10.6	付	2.20	2	H20.4.1
22	荒木今村北	65	0.159	10.1	付	1.50	2	R4.4.1
23	藤田和田橋	65	0.159	7.0	付	0.75	2	H30.4.1
24	白口踏切北	65	0.159	5.7	付	0.75	2	H26.4.1
25	荒木北山西	65	0.159	4.2	付	0.75	2	H25.4.1
26	荒木北山東	65	0.230	5.8	付	0.75	2	H25.4.1
27	荒木陣ノ前橋	65	0.159	6.9	付	0.75	2	H28.4.1
28	荒木今町橋	65	0.252	6.1	付	0.75	2	H27.4.1
29	企業団北	65	0.159	4.0	付	0.75	2	H25.4.1
30	荒木白口	80	0.450	3.7	付	1.50	2	H12.4.1
31	三瀦新領橋	100	1.146	21.8	付	11.00	2	H28.4.1
32	上津中尾山北	50	0.234	8.0	付	0.75	2	H24.4.1
33	上津中尾山南	50	0.234	8.0	付	0.75	2	H24.4.1

No	名称	ポンプ設備概要						稼働年月日
		径φ	㎥/分	揚程 m	予旋回槽	出力 kw	台数	
34	上津小東	65	0.283	3.5	付	0.75	2	H23.4.1
35	上津松本橋	50	0.156	8.0		0.75	2	H31.4.1
36	桜尾橋	65	0.159	14.0	付	3.70	2	H25.4.1
37	野添公園東	50	0.187	6.4		0.75	2	R2.4.1
38	久工大西	65	0.283	11.0	付	1.50	2	H23.4.1
39	上津北宇土	65	0.159	18.1	付	3.70	2	H24.4.1
40	上津湯納楚	65	0.159	11.5	付	1.50	2	H28.4.1
41	上津川原橋	80	0.450	5.0	付	1.50	2	H20.4.1
42	城島大橋	150	1.713	13.6	付	7.50	2	H27.4.1
43	城島支所北	65	0.571	13.2	付	3.70	2	H30.4.1
44	安武駅南	65	0.159	4.5	付	0.75	2	H27.4.1
45	大善寺大橋	80	0.450	4.0		1.50	2	H9.4.1
46	西小路	80	0.450	9.5		2.20	2	H6.4.1
47	玉垂	80	0.450	9.4		2.20	2	H8.4.1
48	大善寺宮本	50	0.159	4.8		0.40	2	H29.4.1
49	大善寺黒田南	80	0.450	6.1	付	1.50	2	H20.4.1
50	黒田宮の前橋	80	0.450	10.6	付	2.20	2	H14.4.1
51	天建寺	80	0.450	9.5		2.20	2	H6.4.1
52	大善寺藤吉	80	0.450	12.1	付	3.70	2	H20.4.1
53	大善寺小前	80	0.450	3.6		1.50	2	H10.4.1
54	大善寺東	80	0.450	9.9	付	3.70	2	H12.4.1
55	大善寺西	80	0.450	8.2	付	2.20	2	H12.4.1
56	甲ノ面	80	0.450	9.5		2.20	2	H5.4.1
57	藤光大寺尾橋	50	0.159	6.6		0.75	2	H29.4.1
58	藤光小原橋	65	0.159	7.6	付	0.75	2	H30.4.1
59	藤光杓ヶ浦北	80	0.300	10.0	付	1.50	2	H20.4.1
60	荒木藤光	80	0.450	9.6	付	2.20	2	H20.4.1
61	藤光杓ヶ浦南	80	0.450	5.7	付	1.50	2	H20.4.1
62	藤山井樋口橋	65	0.159	8.0	付	0.75	2	R5.7.1
63	藤山東	65	0.159	10.3	付	1.50	2	H29.4.1
64	藤山西	65	0.159	14.2	付	2.20	2	H29.4.1
65	藤山配水場	65	0.180	8.9	付	1.50	2	R5.7.1
66	藤山郡界	65	0.159	8.5	付	1.50	2	R8.4.1
67	藤山猪口	50	0.071	6.7		0.75	2	R8.5.1
(68)	(仮称)三潴駅南							R10 以降
(69)	(仮称)JA 三潴南							R10 以降
(70)	(仮称)三潴駅北							R10 以降

■：R９以降設置

No	名称	ポンプ						稼働年月日
		径φ	㎥/分	揚程 m	予旋回槽	出力 kw	台数	
1	城島町民の森西	65	0.159	8.0	付	0.75	2	H31.4.1
2	三潴更生橋	65	0.159	8.3	付	1.50	2	R3.4.1
3	城島中北	80	0.966	11.9	付	3.70	2	R3.4.1
4	城島高津	80	0.810	8.1	付	2.20	2	R4.6.1
5	三潴早津崎	65	0.402	11.6	付	2.20	2	R6.4.1
6	城島支所南	65	0.159	4.4	付	0.75	2	R6.4.1
7	三潴田川	65	0.159	7.3	付	0.75	2	R7.9.1
8	北野天満宮前	100	0.756	13.1	付	5.50	2	H21.4.1
9	北野秋桜団地	80	0.450	8.4	付	1.50	2	H22.4.1
10	北野江口	65	0.159	5.3	付	0.75	2	H24.4.1
11	北野上弓削	65	0.169	11.4	付	1.50	2	H24.4.1
12	北野町千代島	150	2.814	9.0	付	7.50	2	H26.4.1
13	北野中村	100	0.954	7.7	付	3.70	2	H28.4.1
14	北野中北	65	0.159	5.6	付	0.75	2	H29.4.1

No	名称	ポンプ						稼働年月日
		径φ	㎥/分	揚程 m	予旋回槽	出力 kw	台数	
15	北野中南	150	2.280	8.4	付	5.50	2	H29.4.1
16	北野塚島	150	2.130	7.9	付	5.50	2	H30.4.1
17	北野仁王丸	150	2.052	7.2	付	5.50	2	H30.4.1
18	北野大城小西	150	2.020	6.4	付	5.50	2	H31.4.1
19	北野造出	65	0.336	8.6	付	1.50	2	R2.4.1
20	北野大城駅南	65	0.444	7.2	付	1.50	2	R3.4.1
21	北野大城小東	100	0.984	10.1	付	3.70	2	R4.4.1
22	立湯	100	0.390	9.0		3.70	2	S63.4.1
23	細永	80	0.450	8.6		2.20	2	H3.4.1
24	国分南	80	0.450	5.4		1.50	2	H8.4.1
25	国分立野	80	0.450	3.2		1.50	2	H8.4.1
26	上津千束	80	0.450	5.4		1.50	2	H9.4.1
27	上津池田	80	0.450	6.0		1.50	2	H9.4.1
28	国分杉下	80	0.450	5.5		1.50	2	H9.4.1
29	国分唐室	80	0.450	5.6		1.50	2	H9.4.1
30	高良内深田	80	0.450	12.6		3.70	2	H10.4.1
31	高良内前川	80	0.450	6.4	付	2.20	2	H12.4.1
32	高良内脇畑	80	0.450	6.4	付	2.20	2	H12.4.1
33	野中高良川	80	0.450	6.7	付	2.20	2	H11.4.1
34	横馬場南	80	0.450	8.2	付	2.20	2	H14.4.1
35	横馬場北	80	0.450	4.7	付	1.50	2	H14.4.1
36	篠山城西	80	0.450	11.1	付	3.70	2	H14.4.1
37	高良内竹ノ子	80	0.450	7.9	付	2.20	2	H16.4.1
38	高良内鷹月池	80	0.450	5.4	付	1.50	2	H17.4.1
39	上津五玉	80	0.530	4.5	付	1.50	2	H17.4.1
40	宮ノ陣荒瀬川	80	0.450	9.5	付	3.70	2	H17.4.1
41	宮ノ陣思案橋	80	0.450	5.4	付	1.50	2	H18.4.1
42	北野金島交差点前	80	0.566	6.0	付	1.50	2	R8.8.1
(43)	(仮称)島添橋							R９以降
(44)	(仮称)金操橋							R10 以降
(45)	(仮称)古賀ノ上橋							R10 以降

■：Ｒ９以降設置

４管路施設

（１）立地条件等

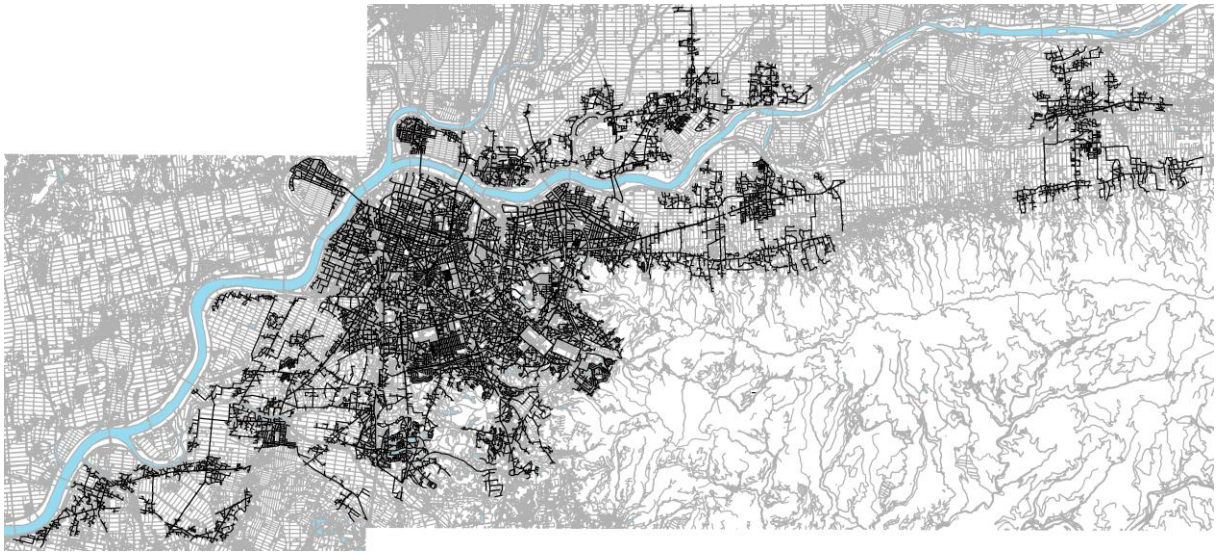


図　４　施設配置図（管路施設）

第５　事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

１疑義が生じた場合の措置

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従うものとする。

２管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第６　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

１事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者が実施する業務が事業契約に定める市の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。改善勧告を行ったにもかかわらず改善が認められない場合、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは事業者の事業遂行能力の改善が不可能であると判断される場合には、市は事業者との契約を解除できるものとする。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化したため、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と認められる等の場合、市は事業者に対する催告を行うことなく事業契約を解除できるものとする。

市が事業契約を解除した場合、事業者は市に生じた合理的損害を賠償するものとする。

なお、詳細については、事業契約書にて規定する。

２市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。この場合、市は事業者に生じた合理的損害を賠償するものとする。

３いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市及び事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、原則として事業継続の可否について協議を行った上、対応方法を決定する。なお、詳細については、事業契約書にて規定する。

第７　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

１法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

２財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

３その他の措置及び支援に関する事項

市は事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

第８　その他事業の実施に関し必要な事項

１実施に関して使用する言語及び通貨

使用する言語は日本語、単位は原則としてSI単位とし、通貨は円に限る。

２実施方針（案）・要求水準書（案）に関する意見又は質問の受付

（１）受付期間

令和８年11月17日（火）から令和８年12月18日（金）17時まで

（２）提出方法

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関して、意見又は質問がある場合には、「実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問書」（様式１）及び「実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する意見書」（様式２）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを３（１）連絡先まで電子メールにて送信すること。ファイル形式は、「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。また、電子メールの件名には、「実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見」と記載すること。

なお、受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

（３）意見書・質問書に対するヒアリング

提出された意見書又は質問書のうち、市において確認が必要と判断したものについては、提出者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

（４）意見書・質問書に対する回答方法

質問・意見に対する回答は、市ホームページにて公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

回答公表日：令和９年１月15日（金）【予定】

３連絡先及び情報提供

（１）連絡先

担 当 部 署 ：久留米市企業局　上下水道部　下水道整備課
住　　所　　：〒839-8501　久留米市合川町2190番地３
電　　話　　：0942-30-9079（直通）
F　A　X　　：0942-38-2694
電子メール：gesuiken@city.kurume.lg.jp
ホームページ：https://www.city.kurume.fukuoka.jp

（２）情報提供

市は、市ホームページ等を通じて適宜、本事業に関する情報を提供する。

別紙１　リスク分担表（案）

本リスク分担表（案）は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細については、事業契約書（案）で明らかにする。なお、事業契約書（案）と重複する箇所については事業契約書（案）の規定が優先する。

表　リスク分担表（案）

負担者：○

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	公募資料リスク	募集要項等の誤り及び内容の変更に関するもの	○	
	応募リスク	応募手続きに係る費用の負担		○
	契約締結リスク	市の責めに帰すべき事由により契約が締結できない又は契約締結に時間を要する場合	○	
		事業者の責めに帰すべき事由により契約が締結できない又は契約締結に時間を要する場合		○
		市、事業者のいずれの責でもない事由により契約が締結できない又は契約締結に時間を要する場合	○	○
	政策変更リスク	市の政策方針や事業計画の変更・中断・中止によるもの	○	
	法令変更リスク	本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの（税制度を除く）	○	
		上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの（税制度を除く）		○
	税制度リスク	本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす税制度の新設・変更に関するもの	○	
		市が事業者に支払う金額に適用される消費税及び本施設の所有に関する税制度の新設・変更に関するもの	○	
		上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される税制度の新設・変更に関するもの（法人税の税制変更等）		○
	許認可リスク	市が取得するべき許認可の遅延に関するもの	○	
		事業者が取得するべき許認可の遅延に関するもの		○
	住民対応リスク	本事業を行政サービスとして実施することに関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合	○	
		事業者の業務実施に伴い住民の反対運動・訴訟等が生じた場合		○
	第三者賠償リスク	事業者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害		○
		上記以外の事由によるもの	○	
	不可抗力リスク ※要求水準書等に定める事業者の役割分担範囲内における緊急対応は除く。	豪雨、台風、停電、その他外部事由による緊急事態による契約の中止・変更、施設損壊等が生じた場合	○	
		市が予め指定する保険や事業者が任意で加入する保険により対応可能な範囲での損害		○
	緊急対応に係る費用の増大リスク	要求水準未達など、事業者の責めに帰すべき事由により生じた費用の増大		○
		要求水準書等に定める事業者の役割分担範囲内での費用の増大		○
		上記以外の緊急対応に係る費用の増大	○	
	物価変動リスク	事業契約書（案）で定める基準未満のインフレーション又はデフレーション		○
		事業契約書（案）で定める基準以上のインフレーション又はデフレーション	○	

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
	環境リスク	事業者が行う業務に起因する環境への影響（有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・臭気・周辺水域の悪化、水質汚染等）に関するもの		○
		上記以外の事由によるもの	○	
	廃棄物処理リスク	業務の実施に伴い事業者が排出事業者となる廃棄物の運搬・処分に関するもの		○
		事業の実施に伴い市が排出した廃棄物の運搬・処分に関するもの	○	
	事業の中止・延期・遅延リスク	市の事由による事業の中止・延期・遅延（支払遅延、停止等）	○	
		事業者の事由による事業の中止・延期・遅延（事業放棄、破綻、契約違反、債務不履行等）		○
	契約不適合リスク	事業対象施設及び設備に物理的な瑕疵があった場合（事業開始以前の事象に由来する瑕疵）	○	
		事業対象施設及び設備に物理的な瑕疵があった場合（事業開始以後の事象に由来する瑕疵）		○
		事業対象施設において、業務引継ぎ前の施設管理不備によるもの（事業終了日より１年以内に限る。ただし、事業者の故意又は重過失の場合は民法の定めによる期間とする。）		○
	事故リスク	事業者の責めによる労災事故、設備の破損・破壊		○
		上記以外によるもの	○	
	技術革新	事業者の業務遂行上で、新しい技術の採用によって追加費用が発生する場合		○
	個人情報漏えいリスク	事業者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏えい		○
		上記以外の事由による個人情報の漏えい	○	
	物品の盗難リスク	事業者の管理の不手際による物品の盗難・紛失		○
		上記以外によるもの	○	
保守点検・運転管理・水質試験等	流入下水量変動リスク	流入下水量の基準内の変動費		○
		流入下水量の基準を上回る変動費	○	
	水質変動リスク	流入下水の水質基準を一定程度上回る水質の変動	○	
		上記に至らない水質の変動		○
	性能リスク	市の指示、指示条件の不備・変更による要求水準の未達	○	
		事業者の実施する業務内容による要求水準の未達		○
	修繕費の増大リスク	事業者の責めに帰すべき事由による修繕費の増大		○
		上記以外によるもの	○	
	施設･設備の損傷リスク	事業対象施設及び設備の劣化・老朽化に対して事業者が適切な保守点検・運転管理・水質試験等を行わなかったことにより損傷した場合		○
		事業者の責めにより施設が損傷した場合		○
		上記以外で、事業者の保守点検・運転管理・水質試験等に起因しないもの	○	
	消化ガス発電の売電収入減少リスク	事業者の責めに帰すべき事由による売電収入の減少		○
		上記以外の事由による売電収入の減少	○	
その他	調達･管理リスク	事業者の責めによりユーティリティ･各種消耗品類等の調達･管理不備が生じた場合		○
		上記以外によるもの	○	
	施設見学受付リスク	事業者に故意又は過失がある場合を除き、施設の見学者に対する責任	○	
事業終了時	引継ぎリスク	市の責めに帰す事由による契約終了時の引継ぎに係る費用	○	
		上記以外で、契約終了時の引継ぎに係る自らの費用		○

様式１　実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問書

（様式１）

令和　８年　月　日

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問書

会　社　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　　属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担 当 者 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Ｅ メ ー ル＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

久留米市下水道施設包括的業務委託の実施方針（案）及び要求水準書（案）に関して、質問がありますので提出します。

No	該当箇所									内容
	資料	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	小項目	小項目	その他	
（例1）	実施方針（案）		第〇	〇	（〇）					
(例2)	要求水準書（案）		第〇	〇－〇	（〇）	ア	（ア）	a		
1										
2										
3										
4										
5										

注1：　　行が不足する場合には、適宜増やしてください。

様式２　実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する意見書

（様式２）

令和　８年　月　日

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する意見書

会　社　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　　属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担 当 者 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Ｅ メ ー ル＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

久留米市下水道施設包括的業務委託の実施方針（案）及び要求水準書（案）に関して、意見がありますので提出します。

No	該当箇所									内容
	資料	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	小項目	小項目	その他	
(例1)	実施方針（案）		第〇	〇	（〇）					
(例2)	要求水準書（案）		第〇	〇－〇	（〇）	ア	（ア）	a		
1										
2										
3										
4										
5										

注1：　　行が不足する場合には、適宜増やしてください。